

学校防災計画

福井県立盲学校

～ 目 次 ～

(1) 学校安全に係るシステム	1
①学校安全委員会の設置・運営	
②危機管理委員会の設置・運営	
(2) 日常における安全管理	2
①施設・設備の安全管理（安全点検の実施）	
②校内における救急体制の構築	
(3) 災害発生時の対応	3～9
①緊急時の避難通路および防災用備品・消防用設備の配置	
②学校防災本部の設置・運営	
③保護者への連絡、児童・生徒の引渡し	
④地震発生時の対応（状況別）	
⑤水害・土砂災害時の対応	
⑥災害時の連絡体制	
(4) 災害に対する備え	10
①避難訓練の実施	
②災害時用備蓄食糧の購入・管理	
③防災研修の実施	
④救命救急研修の実施	
⑤防災計画の見直し	
(5) 資料	11～23
①-1「各教室管理責任者」（防犯上の配慮により不掲載）	
①-2「安全点検分担表」（防犯上の配慮により不掲載）	
②-1「安全点検項目一覧表」	
②-2「安全点検表」	
③-1「校内救急体制」	
③-2「救急連絡先」	
④-1「避難経路・消防用設備配置図」（防犯上の配慮により不掲載）	
④-2「防災頭巾・ヘルメット配備図」（防犯上の配慮により不掲載）	
④-3「防犯ベル配備図」（防犯上の配慮により不掲載）	
⑤「福井県立盲学校防災本部組織図・防災連絡責任者」	
⑥「指定避難所・指定臨時避難所一覧」	
⑦「緊急時の幼児児童生徒引渡しカード」	
⑧「負傷者発見時の対応フローチャート」	
⑨「火災発生時の各部署別対応マニュアル」	
⑩「地震発生時の各部署別対応マニュアル」	
⑪「水害発生時の各部署別対応マニュアル」	
⑫「災害時用備蓄食糧の購入・返却・保管の流れ」	

(1) 学校安全に係るシステム

① 学校安全委員会の設置・運営（労働安全衛生法第 17 条）

ア) 目的

安全教育と安全管理について、適切な連絡調整を行う中心的機構として運営を図る。

イ) 構成

校長、教頭、事務長、生徒指導部長、保健部長、保健部安全担当、舎務部長、舎務部安全担当、学部長、学科主任、養護教諭で構成する。

ウ) 運営

委員長は校長、副委員長は教頭、議長は保健部長とする。

毎年度 1 回年度始めに開催することとし、委員長が必要と認めた場合、臨時に開催する。

エ) 分掌事項

- a. 学校安全の年間行事に関する事項
- b. 学校教育活動全般にかかる安全教育、安全確保に関する事項
- c. 施設・設備等の安全点検に関する事項
- d. 学校防災計画の検討
- e. 環境整備に関する事項

② 危機管理委員会の設置・運営および危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成（学校保健安全法第 29 条）

ア) 目的

緊急事態が発生した場合の適切な処置、及び学校への不審者侵入など、外部からの危険に対する安全管理などを目的とする。

イ) 構成

校長、教頭、事務長、教務部長、生徒指導部長、保健部長、学部長、学科主任、舎務部長によって構成する。（必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。）

ウ) 運営

委員長には教頭があたり、委員会の招集及び議事を司る。

年に 2 回程度開催することとし、校長が必要と認めた場合、臨時に開催する。

エ) 分掌事項

学校におけるあらゆる危機に関する事項。

(2) 日常における安全管理

① 施設・設備の安全管理（安全点検の実施）（学校保健安全法第 27 条、28 条、同法施行規則第 28 条、29 条）

ア) 安全点検の目的

学校生活における事故を未然に防ぎ、幼児児童生徒が安全に過ごせるよう、学校の施設・設備を点検する。

イ) 実施方法

a. 安全点検

2ヶ月に1回（4月、6月、8月、11月、1月、3月）
校舎の安全点検を教職員で分担（ローテーション）して行う。

b. 生徒によるチェック

年2回（7月、12月）
中高等部単障生徒を対象にアンケート形式で実施。

※資料①-1「各教室管理責任者」（防犯上の配慮により不掲載）

①-2「安全点検分担表」（防犯上の配慮により不掲載）

ウ) 点検項目

文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に準拠。

教室・特別教室・準備室・廊下等用：30項目
トイレ・廊下等用：13項目
屋外用：9項目

※資料②-1「安全点検項目一覧表」

②-2「安全点検表」

エ) 不良箇所発見時の措置

点検者はその場で可能な限り危険防止の措置をとり、管理責任者に報告する。その後、保健部安全担当が速やかに修理・改善を行い、修理・改善が不能な場合は、事務長に依頼し早期改善に努める。

② 校内における救急体制の構築

※資料③-1「校内救急体制」

③-2「救急連絡先」

(3) 災害発生時の対応

① 緊急時の避難通路および防災用備品・消防用設備の配置

- ※資料④－1「避難経路・消防用設備配置図」（防犯上の配慮により不掲載）
- ④－2「防災頭巾・ヘルメット配備図」（防犯上の配慮により不掲載）
- ④－3「防犯ベル配備図」（防犯上の配慮により不掲載）

② 学校防災本部の設置・運営

ア) 設置と廃止

災害発生時には、福井県地域防災計画における福井県災害対策本部の設置基準を参考に、校長の判断により学校防災本部を設置する。

- ※資料⑤「福井県立盲学校防災本部組織図・防災連絡責任者」
- 資料⑥「指定避難所・指定臨時避難所一覧」

【福井県地域防災計画における福井県災害対策本部の設置・廃止基準】

<p>《設置基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別警報が発表された場合 ・ 大規模かつ広域にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 ・ その他災害対策本部の設置の必要がある場合 <p>《廃止基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策がおおむね完了した場合 ・ 災害の発生するおそれがなくなった場合

イ) 学校防災本部の運営

福井県立盲学校防災本部組織図に従い、班ごとにその職務を実行する。

班 名	職 務 内 容
総 括 班	<p>各班の連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、県や市の災害対策担当部局や教育委員会等との連絡にあたり、教職員一人一人の防災本部内での動きを把握し、必要に応じて人員の調整を行う。</p> <p>また、被害の状況に応じ、指定避難所や指定緊急避難所といった盲学校以外への避難、応急対策の決定等、幼児児童生徒・教職員の安全確保や盲学校における臨時避難所の設営・運営業務に関し、各班の連絡調整を行う。</p>
避難誘導班	<p>避難場所にて幼児児童生徒の安否を確認し、学部ごとに各学部・学科長に報告する。各学部・学科長は総括班に報告する。</p> <p>安全を確認した幼児児童生徒は引渡しカードによりチェックし、幼児児童生徒の保護者への引渡しを安全・確実に実施する。幼児児童生徒の引渡しの際には、引き渡す相手が幼児児童生徒の保護者またはその代理であることの確認と、どの教員が立ち会ったかについて引渡しカードに記録する。</p> <p>臨時避難所では、幼児児童生徒の精神的ケアを心がける。また、教育活動・授業の再開に向けて、幼児児童生徒・教職員の家族の被災状況およびその安否を早急に確認する。</p>

応急防災班	被災状況の把握に努めるとともに、校舎内外の残留幼児児童生徒の搜索、要救助者の救助活動にあたる。 火災が発生した場合は、初期消火活動を行い延焼防止に努める。また、その他の二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。 非常持ち出し、備品等の搬出・保管を行う。
通 報 班	本部の指示で校内各所への通報・連絡を行う。また関係諸機関等への連絡、幼児児童生徒の保護者への連絡を行う。
救 護 班	負傷した幼児児童生徒・教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて非常救護所や病院等の専門医療機関との連携をとる。特に、被災規模が甚大な場合、校内には避難住民とともに多数の負傷者が運び込まれることが想定され、その場合には、学校医等地域の医師団の協力を得て、応急手当を行うとともに、症状に対応した適切な病院を選定し、搬送できるよう専門医療機関への中間ステーションとしての機能を担う。
復旧・支援班	校内の応急復旧に必要な機材、幼児児童生徒の食料、寝具等の調達・管理にあたる。特に、教育活動の再開に際し、幼児児童生徒が教科書、学用品等を滅失した場合の対応にあたる。 盲学校が臨時避難所となった場合、安全に運営されるための措置を講じるとともに、避難所内の保健衛生に配慮し、ボランティアの受け入れやボランティアに対し支援を求める作業内容の説明等のコーディネート、外部からの救援物資の受け入れ管理を行う。

ウ) 防災連絡責任者の選任

教職員の中から、災害時により速やかに参集が可能と思われる者（学校と住居との距離が短い等）を「防災連絡責任者」として複数名選任する。

エ) 勤務時間外における教職員の参集

勤務時間外または休日等に地震が発生した場合の教職員の参集体制は次のとおりとする。ただし、教職員は、家族の安全確保ならびに参集途中重大な被害が生じているのを認めるときは、各自の判断で家族・住民の救出を優先する。

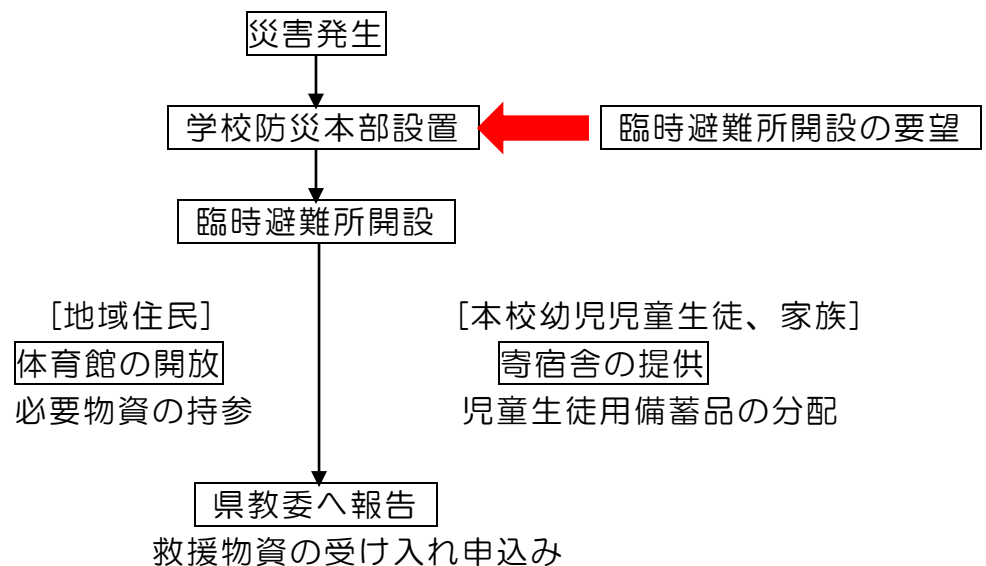
震 度	参 集 体 制 区 分
震度5弱以下	通常の出勤。
震度5強	<u>防災連絡責任者参集</u> 施設・設備の被害状況を確認のうえ、関係機関へ連絡する。 その他の教職員は、大規模な災害が発生し、または発生のおそれがあることを知ったときは、速やかに参集し、学校防災本部の設置に備える。
震度6強以上	<u>全教職員参集</u> 震度6強以上の地震があった場合、全教職員は速やかに学校に参集し、学校防災本部の運営に従事する。

才) 臨時避難所開設の指針

以下に挙げる場合において、臨時の避難所を本校に開設・設置する。

- ① 自治体が指定する「指定避難所」や「指定緊急避難所」、「福祉避難所」において、本校幼児児童生徒に対する配慮が十分に得られず、生徒や保護者が盲学校での避難を求める場合。
- ② ①と同様の理由で、視覚に障害を有する方が盲学校での避難を求める場合。
- ③ 近隣の避難所が何らかの理由で十分に機能せず、避難できない地域住民の方が一時的に盲学校での避難を求める場合。

【本校に避難所を開設する場合】



a. 留意点

学校は本校幼児児童生徒の安全確保や学校施設の安全確保、保護者への引渡しを優先する。

学校（授業）再開の見通しをもちながら、地域と連携し、地域住民への避難場所や物資、人力等の提供を行う。

復旧作業の進行とともに避難所の運営を速やかに行政へ移行していく。

b. 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応

医療的ケアに限らず、当該幼児児童生徒に必要な器具や薬、食糧等を保護者や関連医療機関と事前に協議した上で、非常持ち出し袋として適切な場所（冷暗所で保管する必要がある場合は保健室内冷蔵庫等）に保管しておく。

避難所におけるケアは、

- ・ 保護者や医療的ケア看護師、養護教諭、担任、副担任といった「人員」
- ・ 衛生的で、対象幼児児童生徒の人権に配慮した、また同じく避難している他の幼児児童生徒等に配慮した、ケアに適切な「場所」を確保した上で、医療的ケアを、「避難所運営における一業務」として明確に位置づけ、確実に実施する。

カ) 関係機関への連絡

学校防災本部を設置した場合、本部長(校長)は下記機関にその旨を連絡する。

- ・福井県教育委員会(高校教育課) TEL 0776-20-0568
- ・福井県安全環境部 危機対策・防災課 TEL 0776-20-0308

③保護者への連絡、幼児児童生徒の引渡し

ア) 幼児児童生徒の引渡し方法

災害の状況等を踏まえ、幼児児童生徒だけで下校させず、保護者に直接引き渡す場合の具体的方策として「緊急時の幼児児童生徒引渡しカード」を用いる。ただし、保護者との連絡がとれない等の理由で幼児児童生徒を引き渡せない場合は、学校において保護する。

※資料⑦「緊急時の幼児児童生徒引渡しカード」

【連絡時の留意事項】

- ・非常時に保護者と連絡がとれるよう連絡カードを年度当初に作成しておき、連絡先が変更になった場合は速やかにカードの記載内容を変更しておく。
- ・保護者との連絡とともに、教育委員会または県災害対策本部へ幼児児童生徒の安全確認および引渡しの実施について連絡する。
- ・通信手段寸断の可能性を考慮し、保護者に対する連絡内容をテレビ、ラジオ等のマスコミに連絡し、協力を得る。

【引渡し時の留意事項】

- ・原則として、直接保護者に引き渡す。
- ・幼児児童生徒を引き渡す際は、「緊急時の幼児児童生徒引渡しカード」をもとに保護者の本人確認を確実に実施する。「いつ」「だれが」「どこで」「だれに」引き渡すかを確実にし、必ず「緊急時の幼児児童生徒引渡しカード」に引渡しを受けた保護者および教職員が確認の署名を行う。
- ・何らかの理由により引渡しができない幼児児童生徒については、校内で保護する。なおその場合に備え、幼児児童生徒の個人情報について、プライバシー保護に配慮しつつ、可能な範囲であらかじめ収集・整理しておく。
- ・学校で引渡しを待っている幼児児童生徒に不安を与えないよう配慮する。

【引渡し場所】

《ケース1》福井県立盲学校(校庭・体育館)

《ケース2》各指定避難所・指定緊急避難所

現在、どこの避難所に避難しているか、保護者への連絡の際に伝える。保護者へ電話等での連絡ができない状況で、かつ、盲学校から指定避難所等の盲学校以外へと移動する場合は、移動する際、「避難所名」「避難所の地図」「移動した日時」「幼児児童生徒の様子」「連絡先と連絡方法」等を記した掲示板等を盲学校の校門に掲げ、保護者に知らせる。また、ラジオ、テレビ等のマスコミに連絡し、協力を得るようにする。

④地震発生時の対応（状況別）

ア）在校時

a.授業中、休憩時間中

休憩時間中は幼児児童生徒の居場所が固定されていないため安否確認が難しい点に注意が必要。

※資料⑧「負傷者発見時の対応フローチャート」

⑩「地震発生時の各部署別対応マニュアル」

b.部活動・クラブ活動中、放課後

異なる学部・学年の幼児児童生徒が混在し、また、幼児児童生徒のみならず職員の居場所が把握しにくい時間帯であるため、顧問・監督等が幼児児童生徒に対し、その状況に応じた的確な指示をだす。

イ）学校外の諸活動時

遠足、修学旅行、校外学習、宿泊学習等、学校外における行事での幼児児童生徒の安全管理については、在校時の場合と比べて、地理や建物の構造等について不案内である可能性が高いことや、沿岸地域での津波、山間部での崖崩れなど学校における場合とは異なった危険に遭遇する可能性があること、電車・バス等で移動中に発生する可能性があること等を踏まえて、引率の教職員が幼児児童生徒に的確な指示を行う。また、災害発生時には、速やかに学校に連絡する。

ウ）登下校時

a.公共交通機関利用時

落ち着いて係員の指示に従う。移動可能であれば、下校の場合は帰宅次第学校に連絡し、登校時においては、速やかにスクールバス発着所に向かう。また被害の大きさにより、登下校が不可能であれば、速やかに学校・家庭と連絡を取り指示を受ける。

b.公共交通機関からスクールバス発着所までの移動時

速やかにスクールバス発着所に向かう。また下校時のスクールバスにおいては、速やかに発着所に引き返し、幼児児童生徒の安全確認を行い、被害の大きさによっては学校の方へ幼児児童生徒を連れ帰る。

c.スクールバス乗車時

被害の大きさにより、登下校が不可能であれば、速やかに下車し、運転手、添乗員、乗り合わせている教職員が協力して、安全な場所に避難する。また学校と連絡を取り、学校防災本部の指示に従う。

d.保護者による送迎時

被害の大きさによっては、速やかに帰宅し、学校と連絡をとる。

エ) 夜間・休日等

幼児児童生徒の安否を速やかに把握するため、学級担任が各保護者に連絡するとともに、校長等管理職等に状況を報告する。



⑤水害・土砂災害時の対応

ア) 被災リスク

本校は「福井市洪水ハザードマップ」によると、大雨による「内水氾濫」、荒川や九頭竜川の「河川氾濫」による50cm以下の浸水想定区域となっており、校舎1階部分の浸水被害が想定される。

イ) 避難の判断基準

福井市が発令した「警戒レベル」が3以上の場合、速やかに避難行動をとる。河川氾濫による浸水は非常に速い速度で浸水域を広げるため、浸水前に避難行動を開始する必要がある。

	警戒レベル	避難情報など	避難行動（とるべき行動）
大 危 険 度	警戒レベル 5 〔市が発令〕	災害発生情報	既に災害が発生しています。 <u>命を守るための最善の行動</u> をとり ましょう。 
	警戒レベル 4 〔市が発令〕	避難勧告 ・ ※避難指示(緊急)	速やかに避難しましょう。 <u>避難先までの移動が危険と思われる場合は、近く の安全な場所への避難や、自宅内の より安全な場所に避難</u> しましょう。 <small>※避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるため、必ず発令されるものではありません。避難勧告が発令された段階で避難をしましょう。</small> 
	警戒レベル 3 〔市が発令〕	避難準備・ 高齢者等避難開始	<u>避難に時間を要する人 (ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)と その支援者は避難</u> をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。
	警戒レベル 2 〔気象庁が発表〕	大雨注意報 ・ 洪水注意報	避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの <u>避難行動を確認</u> しましょう。 
	警戒レベル 1 〔気象庁が発表〕	早期注意情報 (警報級の可能性)	今後、大雨警報などが発表される可能性があります。 災害への心構えを高めましょう。

ウ) 避難行動

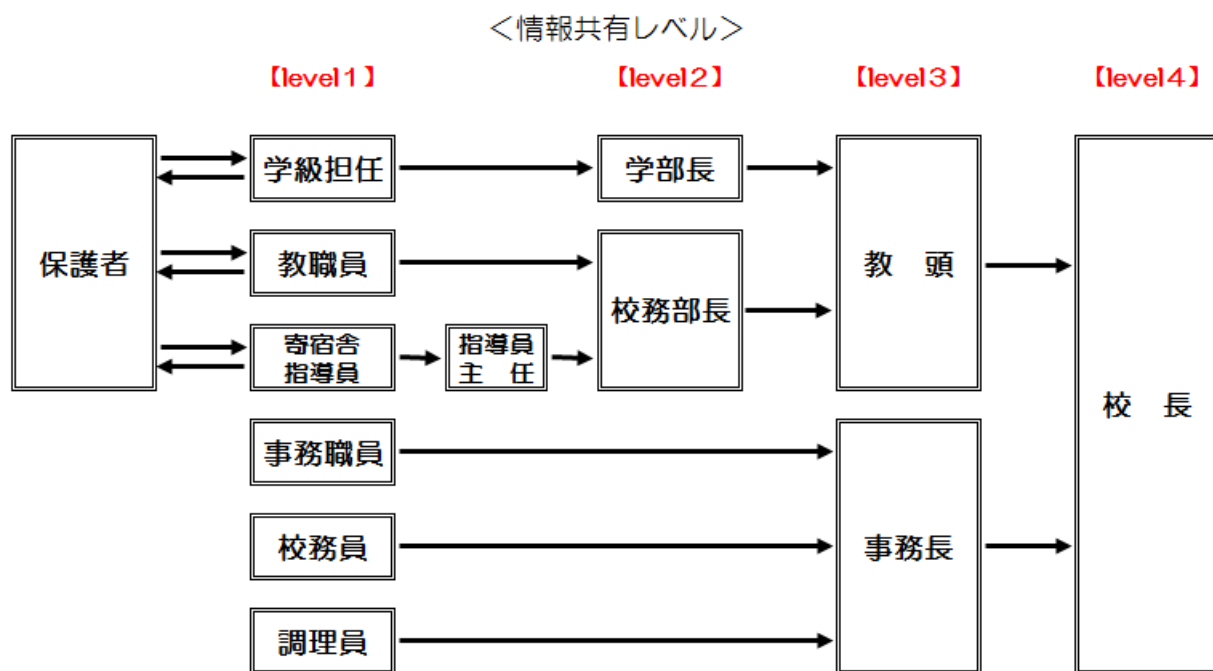
浸水により移動が困難になる前に、速やかに校舎2階に直上避難（家屋内垂直避難）を行う。その際、集合場所は南校舎2階西側とする。

※車椅子使用生徒の避難誘導については複数体制であたり、車椅子も2階に運び上げることが望ましいが、人数や浸水状況的に難しい場合はその限りではない。

※資料⑪「水害発生時の各部署別対応マニュアル」

⑥災害時の連絡体制

災害時の連絡体制



(4)災害に対する備え

①避難訓練の実施(消防法第8条の1、消防法施行令第3条の2、水防法第15条の3、学校保健安全法第29条の2)

ア) 目的

不時の災害(地震・火災・水害等)に備えて、幼児児童生徒・職員が敏速かつ安全に行動できるようにする。

イ) 実施方法

幼児児童生徒・職員を対象に、災害時に発生するであろう様々な状況を想定し、多様な災害に対応できるよう、年複数回の避難訓練を実施する。

※資料⑧「負傷者発見時の対応フローチャート」

⑨「火災発生時の各部署別対応マニュアル」

⑩「地震発生時の各部署別対応マニュアル」

⑪「水害発生時の各部署別対応マニュアル」

②災害時用備蓄食糧の購入・管理

※資料⑫「災害時用備蓄食糧の購入・返却・保管の流れ」

③防災研修の実施

引渡し訓練、防災グッズ使用体験等の実施。

④防災関連研修の実施

救命救急研修、AED研修、搬送法訓練、止血・包帯法研修等の実施。

⑤学校防災計画の作成・見直し(学校保健安全法第27条)

防災関連情報の刷新、幼児児童生徒や教員の質的・量的変化に応じて、毎年度学校防災計画の内容について最適なものになるよう見直しを行う。

分類	チェック項目
教室 ・ 特別教室 ・ 準備室等	机・椅子は破損してないか。
	床は滑りやすすくないか。破損はないか。
	窓や戸の開閉に支障はないか。破損はないか。
	電気器具の破損はないか(コンセント含む)。
	照明器具の破損はないか。採光は良好か。
	床・壁・柱・戸等に釘や鋸、ささくれ等は出ていないか。
	床や壁にひび割れ等の異常はないか。
	壁掛物や吊物の落下の恐れはないか。
	掲示物等に危険はないか。
	カーテンレールの破損はないか。
	戸棚類の引き戸等はスムーズに開閉できるか。
	棚の上のものは安全に保管されているか。
	戸棚類が倒れる危険性はないか。
	室内は整理整頓されているか(動線上に障害物はないか)。
	必要な箇所の施錠は確実にできるか。
	薬品・薬品庫の整理・保管ができているか。
	ガス栓・ガスの配置等に故障はないか。
	換気装置に異常はないか。
	誘導表示に問題はないか。
	水道・排水等に問題はないか。
ヘルメット、防災頭巾の数が規定数あるか。	
ヘルメット、防災頭巾がすぐに手に取れる場所にあるか。	
防犯ベルは正常に鳴るか。	

廊下等	通行の妨げになる物が放置されてないか。
	滑りやすく危険なところはないか。
	床や壁にひび割れ等の異常はないか。
	非常口は非常の場合すぐ開放できるか。
	誘導表示に問題はないか。
	扉・引き戸はスムーズに開放できるか。
	水道・排水等に問題はないか。
トイレ等	ドア・戸口の鍵は破損してないか。
	床・足場は滑りやすくなっていないか。
	床や壁にひび割れ等の異常はないか。
	便器の破損、水漏れ、排水不良はないか。
	窓枠、窓ガラスの破損はないか。
	換気装置に異常はないか。
屋外・その他	設備・備品に破損はないか。
	遊具の構造部にサビや亀裂、ささくれ、破損、腐食はないか。
	遊具の固定はしっかりなされているか。
	遊具のボルトやネジはしっかり締まっているか。
	遊具の変形やパーツの欠損はないか。
	周辺に危険なものが落ちてないか。
	水道、排水、側溝に問題はないか。
	樹木、花壇に危険な箇所はないか。
点字ブロックや路面の状態は良好か。	

※不良箇所は×を記入し、その他の欄に詳細を書いてください。異常が無い箇所は○を記入し、点検したことが分かるようにしてください。

令和3年度		安全点検表		点検場所					
場所	点検項目	点検結果と事後措置							
		月日	月日	月日	月日	月日	月日		
教室・特別教室等	机・椅子は破損してないか。								
	床は滑りやすすくないか。破損はないか。								
	窓や戸の開閉に支障はないか。破損はないか。								
	電気器具の破損はないか(コンセント含む)。								
	照明器具の破損はないか。採光は良好か。								
	床・壁・柱・戸等に釘や鋸、ささくれ等が出ていないか。								
	床や壁にひび割れ等の異常はないか。								
	壁掛物や吊物の落下の恐れはないか。								
	掲示物等に危険はないか。								
	カーテンレールの破損はないか。								
	戸棚類の引き戸等はスムーズに開閉できるか。								
	棚の上のものは安全に保管されているか。								
	戸棚類が倒れる危険性はないか。								
	室内は整理整頓されているか(動線上に障害物はないか)。								
	必要な箇所の施錠は確実にできるか。								
	薬品・薬品庫の整理・保管ができているか。								
	ガス栓・ガスの配置等に故障はないか。								
	換気装置に異常はないか。								
	誘導表示に問題はないか。								
水道・排水等に問題はないか。									
ヘルメット、防災頭巾の数が規定数あるか。									
ヘルメット、防災頭巾がすぐに手に取れる場所にあるか。									
防犯ベルは正常に鳴るか。									
廊下等	通行の妨げになる物が放置されてないか。								
	滑りやすく危険なところはないか。								
	床や壁にひび割れ等の異常はないか。								
	非常口は非常の場合すぐ開放できるか。								
	誘導表示に問題はないか。								
	扉・引き戸はスムーズに開放できるか。								
水道・排水等に問題はないか。									
その他									

※不良箇所は×を記入し、その他の欄に詳細を書いてください。異常が無い箇所は○を記入し、点検したことが分かるようにしてください。

令和3年度 安全点検表		点検場所					
場所	点検項目	点検結果と事後措置					
		月日	月日	月日	月日	月日	月日
教室・特別教室等	机・椅子は破損していないか。						
	床は滑りやすすくないか。破損はないか。						
	窓や戸の開閉に支障はないか。破損はないか。						
	電気器具の破損はないか(コンセント含む)。						
	照明器具の破損はないか。採光は良好か。						
	床・壁・柱・戸等に釘や鋸、ささくれ等は出ていないか。						
	床や壁にひび割れ等の異常はないか。						
	壁掛物や吊物の落下の恐れはないか。						
	掲示物等に危険はないか。						
	カーテンレールの破損はないか。						
	戸棚類の引き戸等はスムーズに開閉できるか。						
	棚の上のものは安全に保管されているか。						
	戸棚類が倒れる危険性はないか。						
	室内は整理整頓されているか(動線上に障害物はないか)。						
	必要な箇所の施錠は確実にできるか。						
	薬品・薬品庫の整理・保管ができていないか。						
	ガス栓・ガスの配置等に故障はないか。						
	換気装置に異常はないか。						
	誘導表示に問題はないか。						
	水道・排水等に問題はないか。						
ヘルメット、防災頭巾の数が規定数あるか。							
ヘルメット、防災頭巾がすぐに手に取れる場所にあるか。							
防犯ベルは正常に鳴るか。							
その他							

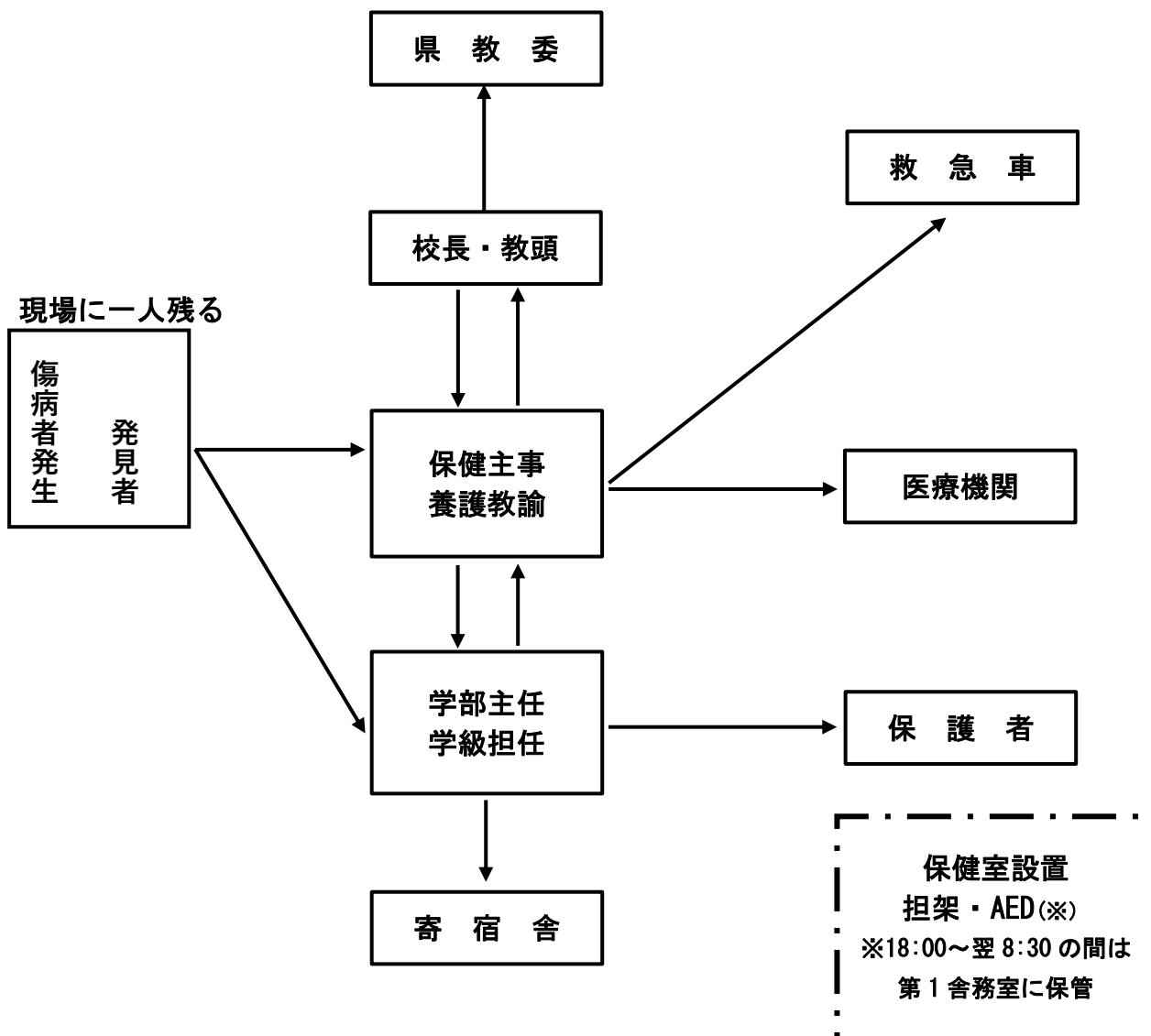
※不良箇所は×を記入し、その他の欄に詳細を書いてください。異常が無い箇所は○を記入し、点検したことが分かるようにしてください。

令和3年度		安全点検表		点検場所			
場所	点検項目	点検結果と事後措置					
		月	日	月	日	月	日
トイレ	ドア・戸口の鍵は破損してないか。						
	床・足場は滑りやすくなっていないか。						
	床や壁にひび割れ等の異常はないか。						
	便器の破損、水漏れ、排水不良はないか。						
	窓枠、窓ガラスの破損はないか。						
	換気装置に異常はないか。						
廊下等	通行の妨げになる物が放置されてないか。						
	滑りやすく危険なところはないか。						
	床や壁にひび割れ等の異常はないか。						
	非常口は非常の場合すぐ開放できるか。						
	誘導表示に問題はないか。						
	扉・引き戸はスムーズに開放できるか。						
	水道・排水等に問題はないか。						
その他							

※不良箇所は×を記入し、その他の欄に詳細を書いてください。異常が無い箇所は○を記入し、点検したことが分かるようにしてください。

令和3年度		安全点検表		点検場所			
場所	点検項目	点検結果と事後措置					
		月日	月日	月日	月日	月日	月日
屋外・その他	設備・備品に破損はないか。						
	遊具の構造部にサビや亀裂、ささくれ、破損、腐食はないか。						
	遊具の固定はしっかりなされているか。						
	遊具のボルトやネジはしっかり締まっているか。						
	遊具の変形やパーツの欠損はないか。						
	周辺に危険なものが落ちてないか。						
	水道、排水、側溝に問題はないか。						
	樹木、花壇に危険な箇所はないか。						
	点字ブロックや路面の状態は良好か。						
その他							

校内救急体制



医療機関への移送について

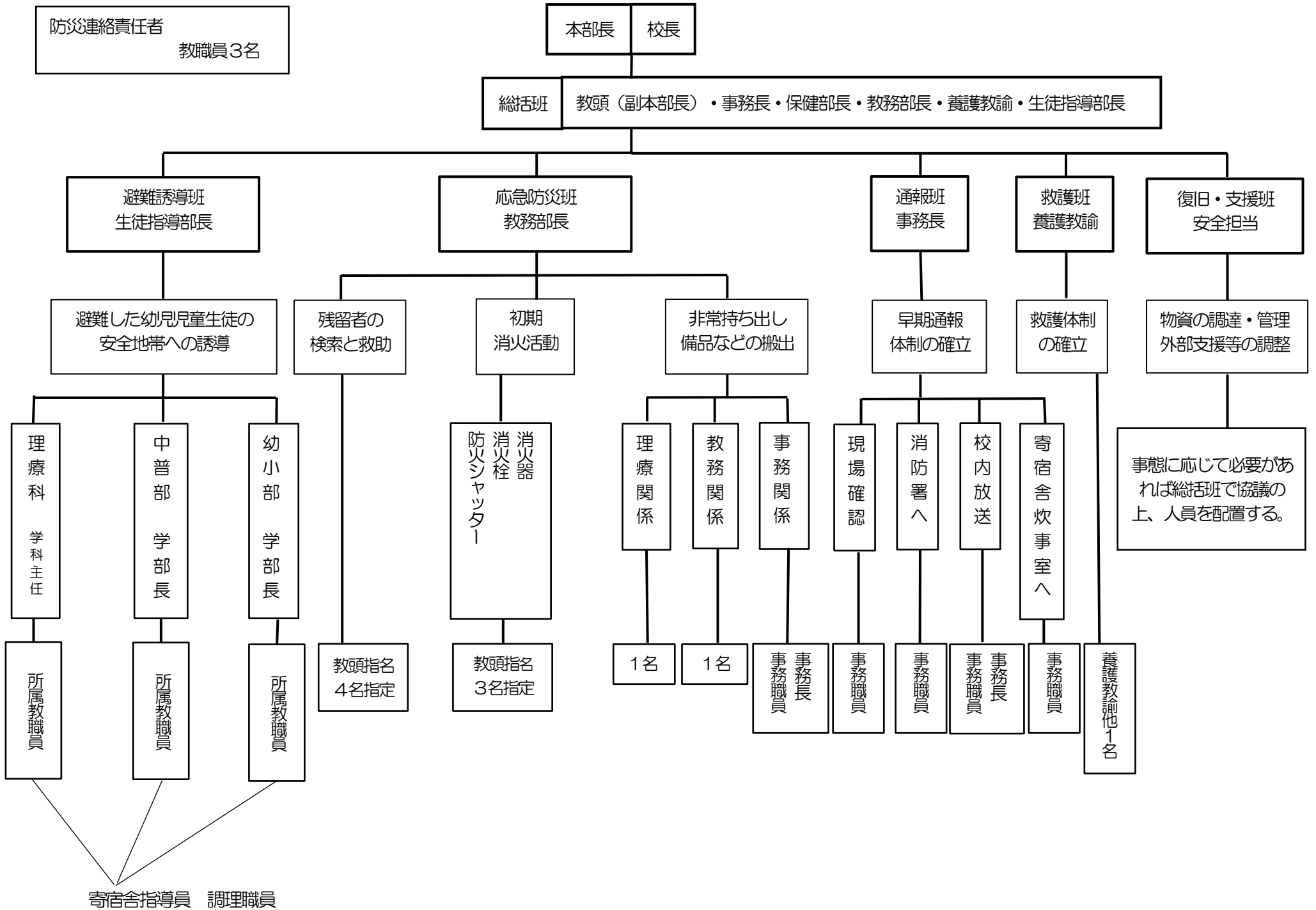
- ・引率者は、臨機応変に対処する。
原則として学校内でのけが等の場合は、担任もしくは授業担当者が医療機関へ連れて行く。
病気については、保護者もしくは寄宿舍指導員（舎生の場合）が連れて行く。
- ・原則として、引率にはタクシーを利用する。事務室に連絡、チケットをもらい、福井都タクシーを利用する。
- ・医療機関の選択は保護者が行う。ただし、緊急時や保護者と連絡がつかない場合には、学校が決定する。
- ・一刻を争うような緊急時には、上記の手順によらず、その事態の発見者の判断で救急車の出動要請を行う。
- ・養護教諭不在時は、保健室当番もしくは学級担任、授業担当者が救急処置に当たる。
- ・校外学習・校外行事等においても、この経路により連絡をとり、最寄りの医療機関へ移送する。
- ・場合によっては（遭難、交通事故）、校長から所轄の警察署へ届ける。

救急用連絡先

資料③-2

搬送	緊急時	救急車	119
	通常時	福井都タクシー	0120-390-818
学校医	内科医	平谷こども発達クリニック 平谷 美智夫	0776-54-9600
	眼科医	福井大学医学部附属病院 高村 佳弘	0776-61-3111
	歯科医	松田歯科医院 松田 俊男	0776-25-0300
	薬剤師	オカダ薬局 岡田 乃布彦	0776-21-4800
	耳鼻科医	こども療育センター 吉田 博 (臨時校医)	0776-53-6570
最寄りの病院	内科	吉村医院	0776-53-8880
		野村内科医院	0776-53-8568
	整形外科	大森整形外科リウマチ科	0776-57-5000
		本多整形外科医院	0776-53-5566
	小児科	福井愛育病院	0776-54-5757
	耳鼻科	滝元耳鼻咽喉科医院	0776-54-1133
	歯科	まつむら歯科医院	0776-53-5911
	眼科	まつむら眼科クリニック	0776-53-8878
	皮膚科	岡田形成外科皮膚科クリニック	0776-52-1158
		青山皮膚科クリニック	0776-25-7080
	総合病院	福井県立病院	0776-54-5151
		福井県済生会病院	0776-23-1111
		福井大学医学部附属病院	0776-61-3111
福井循環器病院		0776-54-5660	

令和3年度 福井県立盲学校防災本部組織図



指定避難所・指定緊急避難所一覧表

◎:1番目に開設する指定避難所

○:その災害時に避難所・緊急避難場所として指定する施設

※「地震」の場合、公民館は災害対応従事者の地区活動拠点となるため、原則的に避難所としては開設しません。また、「津波」は主に避難場所として指定しています。

避難者や被害状況により中学校、市指定の公共施設の順に開設していきます。

お住まいの地区にある指定避難所等への避難を原則としていますが、道路の寸断などにより避難できない場合には地区にこだわらず、安全な避難所へ避難して下さい。

円山						
区分	施設名	住所	地震	洪水	土砂	津波
指定避難所	円山公民館	北今泉町7-12	○	◎	-	-
	円山小学校	北四ツ居3丁目15-17	◎	○	-	-
	大東中学校	北今泉町10-6-2	○	○	-	-
指定緊急避難所	南四ツ居公園	南四ツ居町1字山口108	○	-	-	-
	円山公園	円山1丁目1008	○	-	-	-
	荒川公園	南四ツ居2丁目4	○	-	-	-
	北四ツ居公園	北四ツ居1丁目3	○	-	-	-
	丸山公園	北四ツ居町30字円命102	○	-	-	-
	江添公園	北四ツ居3丁目13	○	-	-	-
	久保公園	大東2丁目6	○	-	-	-
	西代公園	南四ツ居1丁目7	○	-	-	-
	東窪公園	南四ツ居2丁目17	○	-	-	-
	円山元町三角公園	北四ツ居町30字166番	○	-	-	-
	下中公園	下中町1字3番11	○	-	-	-
	チビチビ公園	河増町20字1番10外	○	-	-	-
	ちぐさ公園	北四ツ居1丁目23	○	-	-	-
啓蒙						
区分	施設名	住所	地震	洪水	土砂	津波
指定避難所	啓蒙公民館	開発1丁目2105	○	◎	○	-
	啓蒙小学校	開発1丁目1008	◎	○	○	-
	福井農林高等学校	新保町49-1	○	○	○	-
	啓蒙保育園	開発1丁目1910	○	○	○	-
東藤島						
区分	施設名	住所	地震	洪水	土砂	津波
指定避難所	東藤島公民館	藤島町48-1-1	○	◎	○	-
	東藤島小学校	藤島町44-8	◎	○	○	-
	東藤島保育園	藤島町46-13-1	-	○	○	-
	県産業技術専門学院	林藤島町20-1-3	○	○	○	-
指定緊急避難所	若栄公園	若栄町1001	○	○	○	-
	流通センター公園	重立町28字61	○	-	○	-
	若栄団地公園	若栄町1382	○	○	○	-
	上中三谷公園	上中町28字1番20	○	-	○	-
	大和田西公園	大和田2丁目302番	○	-	○	-
	大和田公園	大和田2丁目1801番	○	-	○	-
	大和田南公園	大和田1丁目1601番	○	-	○	-

緊急時の幼児児童生徒引渡しカード

福井県立盲学校

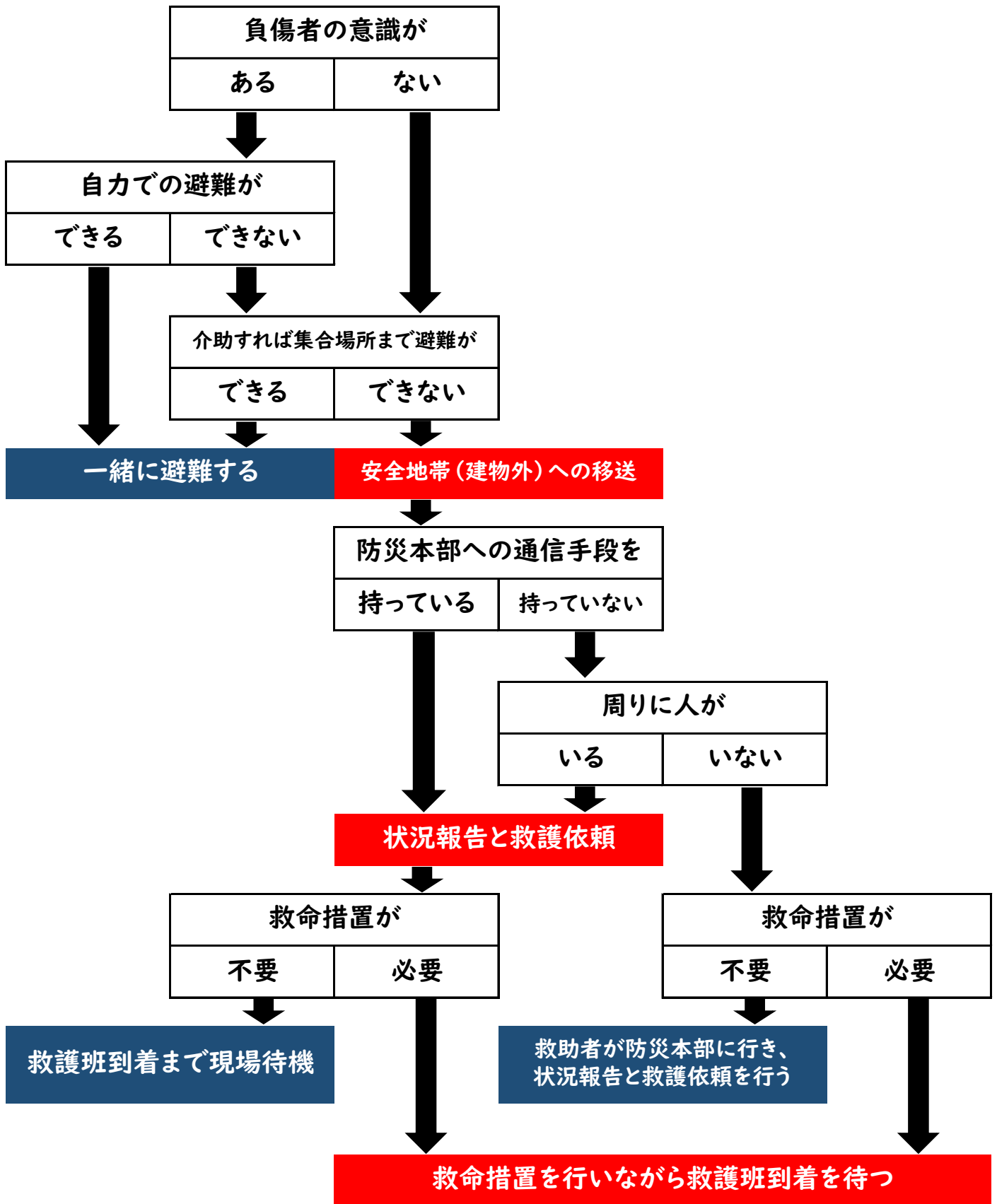
所属学部・ 学科・学年	(ふりがな) 幼児児童生徒氏名	血液型	かかりつけの医療機関の 名称・電話番号
			Tel
(ふりがな) 保護者氏名	続柄	住所	電話
		〒	
緊急連絡先の名称・所在地 (携帯電話の場合は普段の使用者名)			緊急連絡電話
家族氏名・続柄 (同居されている方、引渡しに来られる可能性のある方全てをご記入ください)			
最寄りの避難所 (地震時、水害時の避難所をそれぞれご記入ください)			
地震時		水害時	

確認	引渡し日時	受取人氏名	続柄	引渡し場所	引渡し者氏名

 内を御記入ください

【負傷者発見時の対応フローチャート】

資料⑧



火災発生時の各部署別対応マニュアル

資料⑨

災害・被害状況	事務室職員	職員室内職員	教室内職員・生徒
<p>火災発生</p> <p>火災報知機作動 (感知器作動の放送) 「火災報知機が作動しました。ただいま確認中です。」</p> <p>事務室内自動火災報知器のランプ点灯</p> <p>校内各所の誘導灯点滅</p> <p>非常口への音声誘導装置作動 「非常口はここです。」</p> <p>※報知器の非常ボタンを押した場合は以下の自動放送が流れる。 「火災発生！～で火災が発生しています。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員が非常用電話機を持って火災発生場所を確認しに行く。 現場に到着した職員は出火の有無と出火場所、初期消火の可否を電話にて報告。(事務長が非常用電話機で対応)その後、可能なら初期消火、不能ならば避難する。 現場の職員は防火シャッターの確認を行う。 事務長は校長に状況を報告する。 校長は避難の必要性を判断し、必要ならば事務長を通じて消防署への連絡と避難指示を出す。 	<ul style="list-style-type: none"> 感知器作動の放送を聞いた後、教頭(不在の場合は校務部長、職員室内の年長者)の指示により、複数名が事務室に向かい、火災発生場所を確認後、初期消火のため現場に向かう。 現場に到着した職員は先行していた者と協力して消火にあたる。消火不能な場合は、周囲に出火場所と避難を呼びかけながら避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 感知器作動の放送後、ただちに授業を中止し、生徒の動揺を抑え、防災頭巾・ヘルメットやハンカチの準備と避難経路の確認等の避難準備を行う。
<p>緊急放送にて全校生徒・職員に避難指示が出る</p> <p>「(訓練、訓練、)～より火災発生。グラウンドに避難せよ。」 (×2 事務長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 校長の判断を受けて、事務長は緊急放送で出火場所及び集合場所を知らせ、全職員・生徒に向け避難指示を行う。 寄宿舎と給食室に内線にて火災発生との連絡と避難指示を行う。(事務職員) 校長(不在の場合は事務長)の指示を受け、消防署へ119番通報する。(事務職員) 「(訓練、訓練、)福井県立盲学校より出火、出動をお願いします。」 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示の放送を受けて、教頭は校内に生徒が残っていないか見回る職員を2名一組で二組(1階、2階分)手配する。(教頭不在の場合は、校務部長、職員室内の年長者) 初期消火、見回り担当以外の職員は大声で避難を呼びかけながら速やかに避難する。 教頭は初期消火、見回り指示後、非常持ち出し袋と防災本部を表す赤い旗を持って速やかに避難し、集合場所にて防災本部を設営する。 	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生と出火場所、避難指示の放送後、出火場所に近づかないように最短距離で校舎外に避難する。 生徒は職員の指示に従い、口、鼻にハンカチをあて、姿勢を低くして避難する。 重複の児童生徒は、原則として複数名で避難誘導を行う。
<p>集合場所にて防災本部設営</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示と各所への連絡が済み次第、校長、事務職員は速やかに避難し、集合場所にて防災本部の運営を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 見回り職員は携帯電話を持ち見回りに向かい、逐次残存者に避難を促す。見回り終了後はすみやかに避難する。負傷者発見時には、『負傷者発見時の対応フローチャート』に従い対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 出火場所に近づかないよう注意しながら校舎外を最短距離で集合場所(グラウンド、雨天時は体育館)に移動する。
<p>人数確認(避難者、未避難者、負傷者、要救助者の有無と数、氏名を確認する)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 校長は教頭より避難状況の報告を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 教頭(保健部長が補助)は非常持ち出し袋から避難名簿を出し、各学部で一番最初に避難した職員に配布し、避難者の氏名確認を指示する。(見回り職員の氏名、欠席生徒職員氏名を伝える) 教頭は、学部長より避難状況の報告を受けて、未避難者、負傷者、要救助者の有無を校長に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学部で、一番最初に避難した職員が教頭(または保健部長)から避難名簿と引き渡しカードを受け取り、避難者のチェックを行う。学部長は避難したら上記業務を引き継ぐ。 各人は集合場所に到着後、学部長(もしくは一番最初に到着した職員)に避難者氏名と負傷の有無を報告し、その場にて整列・待機する。
<p>負傷者の応急処置 要救助者の救助隊編成と派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者がいる場合、校長は養護教諭を中心とした救護班に緊急処置を指示する。 要救助者がいる場合、校長は救助隊を編成し、現場へ派遣する。 校長は全校生徒・職員の避難完了を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 校長の指示のもと、養護教諭は負傷者の応急処置に当たる。 	<ul style="list-style-type: none"> 校長の指示のもと、必要に応じて救助隊として要救助者の救助に向かう。
<p>避難完了</p>			

災害・被害状況	事務室職員	職員室内職員	教室内職員・生徒
<p>地震発生 緊急地震速報作動 「〇秒後に～。」</p>			
<p>初期対応（シェイクアウト） ※可能であるならば事務長が緊急放送にて対応指示</p>	<p>【緊急地震速報が聞こえたら】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生までに時間的猶予が有り、緊急放送が可能ならば、事務長が初期対応を指示する。「地震が発生します。しゃがみなさい。自分の身体を守りなさい」を繰り返す。 <p>【揺れを感じたら】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期対応（シェイクアウト） ただちに身の安全を確保する。近くの丈夫な机などの下にもぐり、揺れに備える姿勢を取る。落下物等の危険が小さい場所でしゃがんで、揺れに備え、頭を保護する。 <p>【揺れが収まったら】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2次対応 扉を開けて出口を確保する。あわてて外へ飛び出さない。「自分はここにいる」と周囲に知らせる。 	<p>【揺れを感じたら。もしくは緊急地震速報、または緊急放送が聞こえたら】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期対応（シェイクアウト） ただちに身の安全を確保する。近くの丈夫な机などの下にもぐり、揺れに備える姿勢を取る。落下物等の危険が小さい場所でしゃがんで、揺れに備え、頭を保護する。 <p>【揺れが収まったら】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2次対応 扉を開けて出口を確保する。あわてて外へ飛び出さない。「自分はここにいる」と周囲に知らせる。 	<p>【揺れを感じたら。もしくは緊急地震速報、または緊急放送が聞こえたら】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期対応（シェイクアウト） ただちに身の安全を確保する。近くの丈夫な机などの下にもぐり、揺れに備える姿勢を取る。落下物等の危険が小さい場所でしゃがんで、揺れに備え、頭を保護する。 <p>【揺れが収まったら】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2次対応 扉を開けて出口を確保する。あわてて外へ飛び出さない。「自分はここにいる」と周囲に知らせる。 <p>・職員は近くの児童生徒に声を掛け、安否確認を行った後、防災頭巾・ヘルメットの準備と避難経路の確認等、避難準備を行う。 生徒が負傷した場合は、『負傷者発見時の対応フローチャート』に従い対応する。</p>
<p>緊急放送にて全校生徒・職員に避難指示 「（訓練、訓練）揺れが収まりました。校舎の外に出なさい。避難場所はグラウンドです。」 （×2 事務長）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 校長（教頭）の避難命令により事務長が緊急放送で、全職員・生徒に向けて避難指示を行う。「揺れが収まりました。校舎の外に出なさい。避難場所はグラウンドです。」を繰り返す。 寄宿舎と給食室に内線にて地震発生時の連絡と避難指示を行う。（事務職員） 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示の放送を受けて、教頭は校内に生徒が残っていないか見回る職員を2名一組で二組（1階、2階分）手配する。（教頭不在の場合は、校務主任、職員室内の年長者）休み時間の場合、担任または副担任に教室に確認に行くよう指示する。 見回り担当以外の職員は大声で避難を呼びかけながら速やかに避難する。 教頭は見回り指示後、非常持ち出し袋と防災本部を表す赤い旗を持って速やかに避難し、集合場所にて防災本部を設営する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動 授業担当者は、児童・生徒を誘導しつつ避難する。副担任は、避難途中の部屋をチェックしながら避難する。（避難の途中には、教員同士で生徒の情報を共有する。） 重複の生徒の場合、担任・副担任両方が生徒の元へ行く場合もある。 防災頭巾やヘルメットなどで頭を覆って、声を掛け合い廊下の真ん中を通して避難する。 教職員は、避難経路の安全を確保しながら、大声で避難誘導に努める。途中逃げ遅れた者がいないか、周囲に大声で呼び掛けたりして注意して避難する。
<p>集合場所にて防災本部設営</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示と各所への連絡が済み次第、校長、事務職員は速やかに避難し、集合場所にて防災本部の運営を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 見回りの職員は携帯電話を持ち見回りに向かい、声を出して一つ一つの部屋を確認し、逐次残存者に避難を促す。 見回り終了後はすみやかに避難する。 負傷者発見時には、『負傷者発見時の対応フローチャート』に従い対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物にできるだけ近づかないよう注意しながら集合場所に移動する。 （訓練の場合、晴天時はグラウンド、雨天時は体育館）
<p>人数確認（避難者、未避難者、負傷者、要救助者の有無と数、氏名を確認する）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 校長は教頭より避難状況の報告を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 教頭（保健部長が補助）は非常持ち出し袋から避難名簿を出し、各学部で一番最初に避難した職員に配布し、避難者の氏名確認を指示する。（見回り職員の氏名。欠席生徒や出張・欠勤職員の氏名を伝える） 教頭は、学部長より避難状況の報告を受けて、未避難者、負傷者、要救助者の有無を校長に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学部で、一番最初に避難した職員が教頭（または保健部長）から避難名簿と引き渡しカードを受け取り、避難者のチェックを行う。学部長は避難したら上記業務を引き継ぐ。 各人は集合場所に到着後、学部長（もしくは一番最初に到着した職員）に避難者氏名と負傷の有無を報告し、その場にて整列・待機する。
<p>負傷者の応急処置 要救助者の救助隊編成と派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者がいる場合、校長は養護教諭を中心とした救助班に応急処置を指示する。 要救助者がいる場合、校長は救助隊を編成し、現場へ派遣する。 校長は全校生徒・職員の避難完了を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 救助班は、本部付近に集合し、待機。 校長の指示のもと、養護教諭は負傷者の応急処置に当たる。 	<ul style="list-style-type: none"> 校長の指示のもと、必要に応じて救助隊として要救助者の救助に向かう。
<p>避難完了</p>			

災害・被害状況	事務室職員	職員室内職員	教室内職員・生徒
<p>水害発生 (河川氾濫もしくは豪雨による内水氾濫)</p>			
<p>初期対応(避難指示) ※可能であるならば事務長が緊急放送にて対応指示</p>	<p>【福井市による警戒レベル3発令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務長(もしくは教頭)は、校長に避難の要不要を確認したうえで、校長の指示を受けて避難指示の緊急放送を流す。ただし、校長不在、または急を要すると事務長(教頭)が判断した場合はこの限りではない。 <p>「福井市より、水害警戒レベル3が発令されました。校舎や寄宿舎1階が浸水する可能性が有ります。全幼児児童生徒・職員は、慌てず校舎もしくは寄宿舎2階に避難してください。」を繰り返す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 寄宿舎と給食室に内線にて警報発令の連絡と避難指示を行う。(事務職員) 	<p>【福井市による警戒レベル3発令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務長不在時、教頭は校長に避難の要不要を確認したうえで、校長の指示を受けて避難指示の緊急放送を流す。ただし、校長不在、または急を要すると教頭が判断した場合はこの限りではない。 <p>「福井市より、水害警戒レベル3が発令されました。校舎や寄宿舎1階が浸水する可能性が有ります。全幼児児童生徒・職員は、慌てず校舎もしくは寄宿舎2階に避難してください。」を繰り返す。</p>	<p>【福井市による警戒レベル3発令】</p> <ul style="list-style-type: none"> その場で緊急放送による避難指示を待つ。その際、生徒が動揺しないよう、適切に声掛けを行う。
<p>2次対応(垂直避難)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 可能な範囲で、必要最小限の重要書類・物品を持ち、2階に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示の放送を受けて、教頭は校舎1階に生徒が残っていないか見回す職員を2名手配する。(教頭不在の場合は、事務主任、職員室内の年長者) 休み時間の場合、担任または副担任に教室に確認に行くよう指示する。 見回り職員は携帯電話を持ち見回りに向かい、声を出して、1階の一つ一つの部屋を確認し、逐次残存者に避難を促す。見回り終了後はすみやかに避難する。負傷者発見時には、『負傷者発見時の対応フローチャート』に従い対応する。 教頭は見回り指示後、非常持ち出し袋と防災本部を表す赤い旗を持って速やかに避難し、集合場所にて防災本部を設営する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動 授業担当者は、児童・生徒を誘導しつつ避難する。副担任は、避難途中の部屋をチェックしながら避難する。(避難の途中には、教員同士で生徒の情報を共有する。) 重複の生徒の場合、担任・副担任両方が生徒の元へ行く場合もある。 教職員は、避難経路の安全を確保しながら、大声で避難誘導に努める。途中逃げ遅れた者がいないか、周囲に大声で呼び掛けたりして注意して避難する。 <p>※車いす使用生徒の避難誘導については、複数体制(可能ならば5人)であたり、車いすも2階に運び上げることが望ましい。ただし、人数や浸水状況的に難しい場合はその限りではない。</p>
<p>防災本部設営 (集合場所は南校舎2階西側)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 集合場所にて防災本部の運営を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 南校舎2階西側に集合する。 	<ul style="list-style-type: none"> 南校舎2階西側に集合する。
<p>人数確認 (避難者、未避難者、負傷者、要救助者の有無と数、氏名を確認する)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 校長は教頭より避難状況の報告を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 教頭(保健部長が補助)は非常持ち出し袋から避難名簿を出し、各学部で一番最初に避難した職員に配布し、避難者の氏名確認を指示する。(見回り職員の氏名、欠席生徒や出張・欠勤職員の氏名を伝える) 教頭は、学部長より避難状況の報告を受けて、未避難者、負傷者、要救助者の有無を校長に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学部で、一番最初に避難した職員が教頭(または保健部長)から避難名簿と引き渡しカードを受け取り、避難者のチェックを行う。学部長は避難したら上記業務を引き継ぐ。 各人は集合場所に到着後、学部長(もしくは一番最初に到着した職員)に避難者氏名と負傷の有無を報告し、その場にて整列・待機する。
<p>負傷者の応急処置 要救助者の救助隊編成と派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者がいる場合、校長は養護教諭を中心とした救護班に応急処置を指示する。 要救助者がいる場合、校長は救助隊を編成し、現場へ派遣する。 校長は全校生徒・職員の避難完了を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 救護班は、本部付近に集合し、待機。校長の指示のもと、養護教諭は負傷者の応急処置に当たる。 	<ul style="list-style-type: none"> 校長の指示のもと、必要に応じて救助隊として要救助者の救助に向かう。
<p>避難完了</p>			

災害時用備蓄食糧の購入・返却・保管の流れ

1 承諾書配付・購入

毎年度始めに生徒・職員から『購入代金』または※『非常食の現物』を集め、学校（保健部）が一括して購入・保管する。

新規購入分の袋詰めは保健部が年度初めに行い、袋には内容を表示しておく。

【高等部新入学生】…合格発表日に承諾書発送。合格者登校日に代金収納。

【義務制新入学生】…入学説明会に承諾書配付。入学式の日々に代金収納。

【在校生】……………合格発表日に承諾書発送。合格者登校日に代金収納。

【内部進学者】……………同上。

【新転任者】……………年度始め諸会議時に承諾書配付。入学式の日々に代金収納。

【在籍職員】……………同上。

※アレルギーや疾患等のため特定成分の食糧や薬を必要とする場合は、各生徒・職員が、自らの実情にあった物を用意する。

2 返却

年度内に賞味期限を迎える備蓄食糧については、賞味期限が切れる前に各生徒、職員に返却する。その後、その備蓄食糧の補填のため、新規購入分の代金をいただき、学校（保健部）が一括して購入の代行を行う。

毎年度の定期的な返却は以下の通り。

【卒業生】……………卒業式後に返却する。欠席者には担任を通じて返却する。

【内部進学者】…同上。

【在校生】……………修了式後に返却する。

【転退職者】……………内示発表後に返却する。

【在籍職員】……………同上。

3 購入品目

水、アルファ米、カロリーメイト、ソーセージ水煮缶等

4 購入量

1日分…水1リットル（500ml×2本）、アルファ米、カロリーメイト、ソーセージ水煮缶等を各人それぞれ1個ずつ購入。（一人当たり約1200円）

5 保管場所

物理療法室内ロッカー（平常時施錠）

袋詰めされた状態で保存する。